

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 町の区域の変更(市町村振興課)
生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による指定訪問看護事業の廃止()
- 生産事業者の登録(森林保全課)
- 生産事業者の登録の失効()
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- 落札者の決定(病院局総務課)
- ◇ 關 達 公 告 落札者の決定(病院局総務課)
- 随意契約の相手方の決定(三件)(教育委員会文化課)
- ◇ 正 誤 平成十年十月十三日付鳥取県公報第七千二十号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に

より告示する。

この町の区域の変更は、平成十年十月二十日からその効力を生ずる。

平成十年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町 の 名 称	同上の区域(平成十年七月三十一日現在の地番による。)
福吉町二丁目	福吉町二丁目のうち一六八六の二、一六八六の三、一六八九の二、一六九〇の二から一六九〇の三まで、一六九〇の六以外の区域
河 原 町	福吉町二丁目一六八六の二、一六八六の三、一六八九の二、一六九〇の二から一六九〇の三まで、一六九〇の六河原町の全域

鳥取県告示第六百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いしこ内科循環器科医院	鳥取市湖山町南三丁目三〇一	平成十年十月六日
日本調剤西町薬局	倉吉市仲ノ町二七二二	平成十年十月一日
田中薬局河原町店	倉吉市河原町一九八〇一	〃
ミナミ薬局有限会社	倉吉市上井町二丁目二二	〃

鳥取県告示第六百七十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	廃止年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根五五	ル・サンテリオン訪問看護ステーション	倉吉市山根五五―一三三三	平成十年七月二十九日

鳥取県告示第六百七十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたいので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
260	小谷 和栄	日野郡日南町上石見九〇三―一	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小谷和栄苗畑	岡山県阿哲郡神郷町高瀬三五二八―三

鳥取県告示第六百八十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
211	小谷 勝康	日野郡日南町上石見九〇三―一	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小谷浅一苗畑	日野郡日南町上石見

鳥取県告示第六百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成九年十二月二十六日 鳥取県指令都計三―一第九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市二本木字澤邊
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市中島三五〇

八幡物産株式会社
代表取締役 八幡 滋郎

鳥取県告示第六百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十年十月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「こどもの四季コンサート（冬編）」	平成十年十一月二十九日	鳥取県立児童謡館 多目的ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主任 杉森 勇人

三 委任期間

平成十年十月二十七日から同年十一月三十日まで

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年10月20日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

- (1) 調達件名及び数量 頭・腹部血管造影装置 一式
- (2) 契約 方 式 一般競争入札
- (3) 落 札 決 定 日 平成10年9月17日
- (4) 落札者の氏名及び住所 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3-27
- (5) 落 札 価 格 146,475,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 入 札 公 告 日 平成10年7月31日
- (7) 落 札 方 式 最低価格落札方式
- (8) 契約事務担当部局の 鳥取県立中央病院事務部管財課
名称及び所在地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成10年10月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>(1) 調達件名及び数量 染色作品(岡村吉右衛門作)等226点 (2) 契約方式 随意契約 (3) 契約日 平成10年9月1日 (4) 契約者の氏名及び住所 フリーター・ジャポン株式会社 東京都文京区音羽一丁目16-8-704 (5) 契約価格 44,751,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当 (7) 契約事務担当部局の 鳥取県教育委員会事務局文化課 名称及び所在地 鳥取市東町一丁目271</p>	<p>名称及び所在地 鳥取市東町一丁目271 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成10年10月20日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>平成10年10月20日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>(1) 調達件名及び数量 油彩画1点(前田寛治作「街の風景」) (2) 契約方式 随意契約 (3) 契約日 平成10年9月1日 (4) 契約者の氏名及び住所 株式会社木之庄企画 福山市木之庄町三丁目9-13 (5) 契約価格 60,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当 (7) 契約事務担当部局の 鳥取県教育委員会事務局文化課</p>	<p>(1) 調達件名及び数量 油彩画1点(前田寛治作「仰臥裸婦」) (2) 契約方式 随意契約 (3) 契約日 平成10年9月29日 (4) 契約者の氏名及び住所 株式会社南天子画廊 東京都中央区京橋三丁目6-5 (5) 契約価格 96,600,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当 (7) 契約事務担当部局の 鳥取県教育委員会事務局文化課 名称及び所在地 鳥取市東町一丁目271</p> <p>正 誤</p> <p>平成十年十月十三日付鳥取県公報第七千二百号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。</p>

頁 一
段 下

鳥取県告示第六百六十三号
鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

鳥取県告示第六百六十三号の二
鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

誤

正